

長光寺墓地移転協議会

総会議事録

平成 29 年 12 月 10 日開催

開 会

長光寺墓地移転協議会の総会は、12月10日、午後2時より、長光寺「石之蔵空華」にて、園部貞雄副会長により開会が宣言された。

挨拶：

原武会長並びに福島伸悦住職より、出席者に対して謝意を表するとともに、国の事業であるため、受け容れざるを得ない墓地移転に理解を求め、忌憚のない質疑応答で議案を決議したい旨を述べる。

報告事項

1) これまでの経過報告

須加秀広事務局次長が資料「長光寺墓地移転に関する協議会の活動状況」に基づき、これまでの墓地移転に関する経過につき説明を加え報告する。

質 問

代替墓地の縮小率に応じて新墓地区画を作ると、各檀家の区画面積はどの様になるのか。

回 答

第2号議案で資料に基づき詳しく説明しますが、現段階での代替墓地全体の面積規模から、縮小率を一律に適用すると既存墓地面積が小さい場合、墓石等が収まらないことも考えられます。

従って、例えば、既存墓地面積が36㎡の場合、新区画面積は16㎡になる等、既存墓地が広いほど減歩率を大きくせざるを得なく、少しでも不公平感を無くすため、当初、大・中・小としていた新区画案を9種類の規格に増やすなど、検討・協議させて戴きました。

質 問

運営委員会や役員会の議事録は見ることは出来るのか。

回 答

寺院に備え置きしてあるので、何時でも閲覧できます。

議 事

青木司市事務局長が出席者数を報告するとともに、定足数を満たしていることから、本会会議が適法に成立している旨を宣言する。

総数 196名(過半数98名)： 出席者 101名 委任状出席 60名

会則に従い、原武会長が議長を務める。

第1号議案 長光寺墓地移転協議会会則(案)承認の件

青木司市事務局長が「長光寺墓地移転協議会会則(案)」の全文を読み上げ、会則(案)を要約した添付資料「長光寺墓地移転協議会(概念図)」を説明する。

質 問

第7条(5) 別途定める会計規則に基づき、の会計規則は示せるか。また、第10条 移転補償交渉にあたる担当者を選任し、とあるが、既に交渉担当者は選任されているか。

回 答

会計規則は、墓地用地に対する補償金と墓地使用者である檀家が受ける補償金とをどの様に管理するかを協議してから定めたいと考えています。

また、役員会にて選任する移転補償交渉の担当者については、国交省との補償交渉の前提となる代替墓地の用地確保と各檀家が移転する新墓地(区画等)が確定した段階で決める予定です。

質 問

脱会について、第13条 何時でも会長に申し出て、本会を脱会することが とあるが、第11条2項の 運営委員は…不賛同の意見や脱会等の申し出があった場合、速やかに役員会に との関係はどの様に解釈すればいいのか。また、外檀家であるため、運営委員や会長とも面識なく連絡の取りようもないので、申し出は住職でも構わないか。

回 答

脱会等の申し出は、会長に直接か各地区の運営委員を通じてでも可能ということ。また、これらに関して住職に申し出があった場合は、運営委員でもある会長に伝えさせて戴きます。

質 問

移転予定の新墓地(区画)に同意出来ない場合は、自ら堤防工事墓域内から外れる墓域、或いは他の寺院に墓地を求めなければならいと云うことか。

回 答

長光寺墓域内で移転先墓地が確保出来ない場合は、結果的に離壇と云うことで墓終いをして、他の寺院等に移転して戴くことになります。

第1号議案の決議

誤字脱字箇所の修正を施し、議案の「長光寺墓地移転協議会会則(案)」は、満場一致で可決・承認された。

第2号議案 代替墓地(案)承認の件

青木司市事務局長が「墓地区画面積一覧 平成29年11月3日現在(案)」並びに「長光寺 新墓地計画(案)」の議案資料について、新墓地予定地に行田市所有の土地が含まれている等、移転先墓地面積は確定しておらず、新墓地計画(案)も含めて、現段階でのイメージ図である旨を説明に加える。

原武会長が墓地区画面積一覧の「座標法面積」とは現在の各檀家の墓地面積のことで、移転先の「新墓地面積」は9種類程度の区画案である旨を補足説明する。加えて、この会議用資料では個人情報保護の観点から名前を伏せているが、本日以降、各檀家宛てに通知して意見聴取を行う予定であることを報告する。

質 問

既存墓地からどの位縮小するのか。また、新墓地計画(案)で示されている、通路(幅員4.0m)2箇所を縮小して墓地面積を広く出来ないか。駐車スペース(30台)もここにこれだけ必要なのか、農協の後ろにある既存の駐車場で十分だと思うが。

回 答

移転対象となる既存墓地の全体面積は3,320㎡で、現段階における新墓地予定地の全体面積は2,602.5㎡です。

新墓地計画(案)にある墓地内通路は、あくまでイメージ図として作成したもので確定しておりません。但し、緑地帯は行田市の墓地開発に関する条例による制約を受けます。

また、駐車場については行田市からの払下げ予定地が駐車場として利用中であることや長光寺全体の檀家数などを考慮して配置しました。

質 問

現在の墓地は砂地で水はけが良いが、新墓地予定地は水田の跡地であり、どうしたものかと思っている。

また、移転により墓地が縮小され、既存の墓石が収まりきらない場合は供養塔に移すことになるのか、それとも他の方法を考えているのか。どのようにしたらよいか、その墓石等の処分方法や費用についても伺いたい。

回 答

新墓地の造成・整備にあたっては、水はけ対策にも配慮します。

処分せざるを得ない墓石等については、魂抜きなど寺院の習わしに従い、執り行わせて戴きますが、供養塔は地震等による倒壊の恐れもあり、違った形のことを考えています。

また、処分等に掛かる諸々の費用は国交省から補償が得られるよう事前交渉してきているので、檀家の皆さんには金銭的負担は無いと考えています。

質 問

自宅の隣接地が新墓地予定区域になったことに戸惑いがある、直ぐには受け入れ出来ない気持ちです。

回 答

お気持ちはお察しします。この場所に墓地を移転せざるを得なくなった計画の全体像をご理解戴くためにも、その前提となる新墓地計画を立案・作成しました。

今後、堤防拡張工事の事業主体である国交省の担当者からも墓地移転を求められることになった堤防事業の趣旨を説明して戴く予定です。

第2号議案の決議

行田市からの払下げ予定地等、未取得用地が含まれているため、新墓地予定地の全体面積は未確定であり、これに加え墓地区画面積一覧で示した各檀家の新墓地面積も今後の意見聴取を踏まえ変更が見込まれるが、新墓地計画案と計画策定の前提となる代替墓地(用地取得)の件について、決議する。

議案の「代替墓地(案)」は満場一致で可決・承認された。

その他(議案以外の意見要望等)

原武会長が全体会議(総会)で多くの出席者が参集され、活発な質疑応答と慎重審議により議案が滞りなく可決されたことに謝意を表し、その他の意見や質問を出席者に求める。

質 問

国交省の墓地調査に関する委託先「平和フィールド(株)」から送付された資料では、移転対象墓域の(赤)線引き外と理解していたが、開山堂の移築先用地の確保によるものか。

回 答

開山堂の移築先用地との関係ではなく、国交省の事業説明会で配布された資料の「標準断面図」にある管理用通路等の必要用地として、(赤)線引き外も移転対象墓域になっています。

質 問

新墓地予定面積が既存墓地面積より大幅に縮小されることから、墓地用地の補償金は随分余るのではないか。

回 答

新墓地の造成・整備に相応の費用が掛かるので、これに充てたいと考えています。

質 問

国交省との補償交渉の開始時期と墓地移転時期は何時頃になるのか。

回 答

議案審議でも触れましたが、国交省との補償交渉に入るには代替墓地用地の確保と移転先墓地の区画確定が前提となります。

従って、補償交渉時期については、新墓地用地の確定と区画割りに対する檀家個々の意見聴取により修正・策定した新墓地計画案が墓地移転協議会で協議・決定され次第となります。

実際の墓地移転時期は、補償交渉過程における墓地移転協議会との協議を経て最終的な補償契約が締結され、補償金の前払いが得られた以降となります。

今後のスケジュールについては、消費税率引上げによる費用負担も考え、来年中に最終的な補償契約締結を終えたいと思っており、皆様のご協力を戴きたい。

閉 会

原武会長が議長席を降り、長光寺墓地移転協議会の総会は午後 3 時 20 分、小堀邦雄副会長により閉会が宣言された。

書記：事務局 須加秀広

平成 年 月 日

議事録署名人

Ⓜ

Ⓜ